

令和3年3月26日

過料事件の通知について

福島市政策調整部地域協働課

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人 AIZU 大地の力
主たる事務所の所在地	福島県福島市新浜町2番6号パレ・ブラン 103号
通知した日	令和3年3月23日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の 期限内提出がなかったため。